

東広生衛第826号

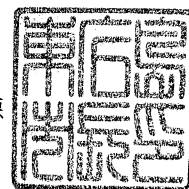
令和8年3月10日

東広島市環境審議会

会長 西嶋 渉 様

東広島市長 高垣 廣徳

(生活環境部生活衛生課)



第2次東広島市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

第2次東広島市環境基本計画を中間見直しするにあたり、東広島市環境基本条例（平成22年条例第2号）第22条の規定により諮問します。

1 諮問事項

第2次東広島市環境基本計画の中間見直しについて

2 諮問理由

本市では、「東広島市環境基本条例」に基づき、令和4年3月に第2次東広島市環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むため、各種施策を推進しているところです。

しかしながら、計画策定から一定期間が経過する中で、社会情勢や環境政策の動向など、本市を取り巻く環境の状況は大きく変化しています。具体的には、環境中から指針値を超過する有機フッ素化合物が検出されたことに加え、本市が県内で初めて「脱炭素先行地域」に選定されるなど、新たな課題や対応すべき取組が生じています。これらに適切に対応するためには、より実態を踏まえた計画への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、第2次東広島市環境基本計画の中間見直しにあたり、環境施策の在り方や施策展開の方向性等について、貴審議会に意見を求めます。